

令和2年3月30日

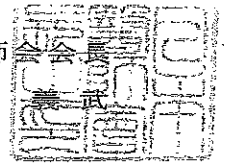
会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律の一部の施行及び覚せい剤原料の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会会長
横倉 義武



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律の一部の施行について（覚醒剤取締法関係）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県知事等に対し、標記の
通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部
を改正する法律」（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）については、「医
薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正
する法律の公布について」（令和元年12月17日付（地347））をもって貴会宛てにお
送り申し上げました。

改正法のうち、第4条の規定による覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の
一部改正に関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年
厚生労働省令第15号）が本年2月13日に別添のとおり公布されました。

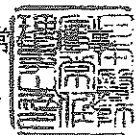
本通知はこれら覚醒剤取締法関係の改正の趣旨及び内容について、通知するもの
です。

主な改正内容としては、「厚生労働大臣の許可を受けた場合には、自己の疾病の治
療目的で医薬品である覚醒剤原料（以下「医薬品覚醒剤原料」という。）を携帯して
輸出入することが可能となること」、「医師等が交付し、又は薬剤師が調剤した医
薬品覚醒剤原料（以下「調剤済医薬品覚醒剤原料」という。）について、譲り受けた患
者が死亡した場合、相続人等による所持が可能となること」、「調剤済医薬品覚醒
剤原料が不要になった場合、患者やその相続人等から病院、診療所及び飼育動物診療
施設、薬局（以下、「病院・薬局等」という。）への返却が可能となること」、「調
剤済医薬品覚醒剤原料は、病院・薬局等において、都道府県知事に事後に届出を行う
ことで都道府県職員の立会いがなくとも廃棄が可能となること」、「医薬品覚醒
剤原料を取り扱う場合は、病院・薬局等においても帳簿を備え、必要事項の記録が義務
化されること」など医療用麻薬の取扱いに準じるものとなっております。

令和 2 年 3 月 17 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常
長 島



覚醒剤原料の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より各都道府県等衛生主管部（局）長に対し、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 63 号）のうち、第 4 条の規定による覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）の一部改正に関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 15 号）については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（覚醒剤取締法関係）」（令和 2 年 3 月 17 日付日医発第 1215 号（地 466））をもって貴会宛てにお送り申し上げます。

本通知はこれら覚醒剤取締法関係の改正に伴い、指導・監督の際の参考として作成された別添「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」及び「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き」について、通知するものです。

今回の改正で、医薬品である覚醒剤原料の取扱いが麻薬と同様になった点と改正後も麻薬と取扱いが異なる点は当該通知の別紙として示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成 12 年 9 月 29 日付医薬麻第 1793 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知「覚せい剤原料の取扱いについて」は廃止されます。

